

中間論点整理（素案）に対する地方公共団体意見

※ 1～3については、中間論点整理（素案）の「基本的な方針」に賛同する旨の意見を原則として省略し、主として課題や要望を記載している。

1. 会計基準に関する具体的検討事項

① 借入資本金

健全化法の資金不足比率への影響や「注記」に記載する一般会計負担見込額の算定方法について、意見・要望が散見される。

〔健全化法〕

- 留意すべき事項にも既に記載されているが、自己資本比率や流動比率が大きく悪化するので、健全化法に基づく健全化比率の算定方法の変更にあたっては充分留意していただきたい。
- 債務超過となる団体や、不良債務を抱えることになる団体、資金不足比率に影響が出る団体が出る。その場合、新規起債等に影響を及ぼし、経営に影響が出る可能性も考えられる。

〔その他〕

- 「借入資本金」として区分されているため、現行のままでも債務の存在は認識できるのではないか。
- 会計システムを利用しているので、システム内容の変更、または、新システムの導入が必要になると思われる。
- 負債計上により債務超過又は資金不足が発生する企業に対して経過措置等の対応をしていただきたい。
- 過去の指標等との比較ができなくなるため、経営分析が多少困難になると考えられる。

② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

補助金等を負債計上することによる財務指標の悪化及びその是非に関する意見があったほか、元利償還に対する繰入金等、負債計上を予定する補助金等の範囲を明確化すべきとの意見があった。

〔資産の実態の表示〕

- フル償却が、資産の適切な表示に相当とのことであるが、圧縮記帳が企業会計原則上も認められているのではないか。圧縮額を注記するか、控除表示することで資産の表示は担保できるのではないか。

〔補助金等の負債計上〕

- 補助金は、返還の可能性が少なく、借入金とは異なり負債とするのは如何か。補助金か料金収入かの明確化を目的とするなら補助前の赤字と利益剰余金の取崩額の表示でも可能であると考えられる。
- 本来返済義務のない有利な財源であるはずの補助金等が、財務の安全性を示す「自己資本構成比率」に悪影響を及ぼすこととなるのではないか。

〔既取得資産に係る経過措置〕

- 既取得資産については、補助金等充当額の対応関係の洗い出しが困難であるため、本改正の適用は、新規に取得した資産に限定すべきではないか。
- 既取得資産は従前の例による場合、既取得資産と今後取得する資産とが混在することから、資産価値の実態を適切に表示するという目的を達成できないのではないか。

〔元利償還に対する繰入金等〕

- 償却資産の取得に伴い交付される補助金等の範囲が不明確である。
- 元金償還金に対する補助金については、減価償却費と企業債償還のペースが異なることから、減価償却時においてまだ受け入れておらず、収益化が困難な場合がある。（元利均等償還や満期一括償還の場合、後年度の元金償還が大きくなる一方、減価償却費は大半が定額法により一定額となることから、減価償却の初期段階では「減価償却費見合いの補助金＞実際に受領している補助金」となる可能性がある。）
- 病院事業に係る繰出基準のうち、企業債元金償還に対する一般会計負担については、繰入資本金として整理してきたが、減価償却見合い分として収益化できるように繰出基準を改正しなければ考え方に不整合を生ずる。

〔その他〕

- 「資産見返補助金等」のうち減価償却見合を収益化することとなれば、事務が繁雑となり、システム改修に多額の費用がかかる。
- 固定資産台帳やシステム等の変更が必要であり、そのためには、財政的及び人的な支援が必要である。
- 会計処理等の混乱を避けるため、必ず経過措置を設定してほしい。
- 新地方公会計モデルとの整合性をとってほしい。
- 補助金等を負債に計上し、減価償却相当額を収益化した場合、残存価格に相当する金額が負債に残ったままになる。減価償却した補助金分も収益として計上するのであれば、固定資産が1円になるまでの減価償却法も適用してほしい。
- 資本費平準化債の発行額に影響を及ぼすため、資本費平準化債の発行対象額を「企業債償還額－（減価償却費－収益化した補助金等）」とし、平準化債の算定に用いる減価償却費は企業債見合いの額に限定するなど、調整を行う必要がある。
- ガス事業会計規則（昭和25年通商産業省令第15号）第4条との関係から現在の方法がわかりやすい。

③ 引当金

退職手当組合等に参加している場合の取扱いを明示してほしいとの要望あり。
一般会計との負担区分について考慮してほしいとの意見あり。
経過措置については、期間の延長の要望が多数あり。

[退職手当組合等の取扱い]

- ほとんどの市町村が退職手当組合に参加しており、その負担金は職員給与費として計上しているため、引当金を引き当てると二重計上になるのではないかと懸念されている。

[一般会計との負担区分]

- 退職給与金の支出については、一般会計との負担ルールに基づき行っており、一般会計との人事交流がある中で全職員分を行うことは、現状を把握しておらず適当ではない。
- 現状、退職手当に関してはすべての職員が一般会計から支給されることとなっているため、一律に義務化された場合、混乱をきたすおそれがある。

[経過措置]

- 退職給与引当金の計上により費用が増加すれば、料金の値上げ等が必要となるため、十分な移行期間が必要である。
- 経過措置の期間はできるだけ長いことが望ましい。

[その他]

- 小規模団体については、義務化ではなく選択制としてほしい。
- 累積欠損が想定される団体、あるいは既に発生している団体については、弾力的な運用が必要と思われる。
- 現在の制度で会計処理を行っているため、新しい制度となった場合、電子システムの改良などに時間と費用が掛かる。
- 退職給付引当金を計上する場合、見た目上は財政状態が悪化しているものの、実質は変わらないということについて、住民に対するアナウンスをお願いしたい。
- 給付債務計上により、債務超過に陥る危険もあるため、土地再評価が可能となるような制度を整える必要がある。
- 計上不足額を一括計上することによって発生する導入初年度の特別損失が原因となる欠損金については、検討項目のひとつである「無償減資」による解消も可能としていただきたい。
- 健全化計画途中であるため、引当金計上が計画に影響を及ぼすことが懸念される。

④ 繰延勘定

病院事業においては、控除対象外消費税の繰延勘定への計上を引き続き認めてほしいとの要望が複数あり。

災害損失について計上を認めるべきではないかとの意見が複数あり。

[控除対象外消費税]

- 非課税売上が多い事業については、大規模な建設改良を行った場合などは特に影響が大きいため、控除対象外消費税を引き続き認めていただきたい。

[災害損失]

- 災害損失に限っては、繰延勘定計上を引き続き行えるようにしてほしい。繰延勘定するほどの大規模災害損失については従来の実例がほとんどないとはいえ、今後も発生しないという保証はない。

[開発費等]

- 開発費の繰延償却について、高額の投資を強いられる反面、国の財政措置も不十分であること、長期に渡って使用が見込まれることから、償却期間を延長し引き続き計上を認められたい。
- 下水道事業の認可や基本計画策定などに係る委託料の額は結構多額であり、直接的に資産を構築しないものであることから、繰延勘定（試験研究費等）として経理することも一つの方策ではないかと考えている。

⑤ たな卸資産の価額

たな卸資産（貯蔵品）の金額は微少であるにもかかわらず、種類が非常に多いことに加え、価額の算定が困難である等、導入コストに対しメリットが少ないとの意見があった。

〔時価評価義務づけについて〕

- 宅地造成事業以外では、対象となる資産の金額は微少であり、かつ短期間の間に現金化・費用化するため、棚卸資産の低価法の義務付けは、意味がないと思われる。
- 企業会計原則注解の注１「重要性の原則」に鑑み、帳簿価額が僅少なものについては、時価評価（低価法）の選択適用ができるようご検討いただきたい。
- 事業用の部品や消耗品、燃料油等のように、短期間で現金化・費用化等できるもの及び災害用の緊急備蓄材のようなものについては、時価評価（低下法）を選択適用できるようにしていきたい。
- １年以内に費用化、現金化しないたな卸資産（貯蔵品）として災害用の緊急備蓄資材があるが、このようなものを時価評価する場合はどのように評価したらよいか。

〔システム改修・事務負担〕

- 事業用の部品や消耗品は金額は僅少だが、種類は非常に多く、全てのたな卸資産への一律の時価評価義務付けはコストの増大につながる。
- 低価法に切り替えるためには、会計システムの改修等が必要となるため、財政措置を講じて欲しい。また、事務処理が煩雑になることも考えられる。
- 定期的な人事異動で担当が変更となるため、導入に向けた組織体制が困難となっている。

⑥ 減損会計

事務負担が大幅に増大すること、減損会計を導入すれば財務状況が悪化すること等を懸念した意見があった。

〔事務負担・財政状況の悪化〕

- 減損会計は、経営者の見積もりや判断によって運用される部分が大きいため、その内容が適切か否かを公認会計士に監査してもらう必要がある。また、不動産鑑定についても鑑定士に依頼し、正確な正味売却価額を算定する必要があるなど、法定決算書作成に伴う業務が大幅に増加するため、減損会計の導入には慎重であるべき。
- 減損損失を認識するにあたって、適用要件を具体的に定める必要がある。また、将来キャッシュフローの作成基準や対象資産のグルーピング、回収可能価額の算定等のマニュアル整備や人材確保が必要になると思われる。
- 減損会計を導入することにより固定資産の評価額は大幅に下落することが想定され、これにより債務超過に陥る事業体が多く発生すると思われることから、公営企業への導入は好ましくないと考えられる。

〔その他〕

- 一般会計からの繰入金を営業キャッシュフローに算入してほしい。
- 公共的な性格が強い資産については、一概に収益獲得目的の投資とは言えない。このような公共的性格を強く帯びた共用資産については減損会計の適用除外とするようご検討いただきたい。
- 減損会計の導入にあたっては、十分な猶予期間を持ってもらいたい。

⑦ リース取引に係る会計基準

リース会計の実施や会計システムの変更に人的・金銭的成本が発生するという意見やリース資産の取得時及びリース料の支払時における予算上の処理について明確にするよう意見があった。

[システム改修・事務負担]

- 膨大なリース資産を有している場合、作業の負担が重い。企業会計原則においても、一定の中小企業は、従来通りの取扱いが認められており、弾力的な運用が可能となることが望ましい。
- ほとんどの公営企業では、資産のうちリース資産が占める割合は矮小であり、事務量やシステム改修に伴う多額の費用の増加を考えると、導入する意義は少ない。主要な資産（バス事業におけるバスなど）をリースしているような企業に限定すべき。
- ファイナンス・リースの判定について、金額の測定など会計処理にかなりの手間がかかると思われる。この点、リース会社からデータの提供が得られなかった場合は、対応は困難。
- 1件あたり、300万円以下の物件については、リース会計の対象外となるが、基準が曖昧であり、基準額を上げて欲しい。「固定資産総額に対するリース契約総額が〇%以下の場合適用しないことができる」などの除外規定を設けてもよいと考える。
- 現在リース会計を導入していないため、計上するにあたり、現状の正確な把握・システムの改修等が必要となる可能性があり、時間や費用がかかる。

[その他]

- 会計処理について企業会計と同様の処理を行うとするなら利息法により算定することになると考えられるが、定額法による会計処理が認められないか。
- 流動負債が増加することにより、資金不足比率が高まるため、経営健全化基準の見直し等の検討が必要。
- 事務の効率化を図るために複数会計で共通して使用するものを1つの契約としている場合、リース取引の対象する金額の上限は、1会計でリース取引額として適用する金額は負担割合や会計数で除するとするのか、各々で300万円とするのか。
- 包括業務委託等の場合は、施設整備（物件のリース）と、その後の維持管理（役務提供）が一体となった契約であり、貸借対照表に計上するリース料の算定が困難である。

⑧ セグメント情報の開示

- ・ 公営企業においてはセグメント情報を開示する意義が薄い、過大な事務負担を招く等の意見があった。

[開示する効果]

- 公営企業は、複数の事業を持つ大企業とは異なり、限られた地域で、限られた事業しか行っていないため、セグメント情報を開示する意義は薄いと考える。
- 統一料金により経営している公営企業会計においては料金体系に影響を与える恐れがあるので、個々の公営企業の判断に委ねるのが望ましいと考える。
- セグメントの区分・単位によっては、中小規模の公営企業にあっては、過大な事務負担（区分経理等）を招く。

[開示区分等]

- セグメント情報を開示する区分を各公営企業の裁量とすると各公営企業で開示する情報にばらつきが生じ、比較検討ができず経営分析を行うためのツールとなり得ない上、かえって事務の煩雑化につながるのではないか。
- 各事業共通経費の配賦方法等、一定のルールを設定する必要があると思われる。

【参考】セグメント情報を開示する場合に想定される区分（地方公共団体からの提出意見）

事業名	開 示 区 分
水道事業	水系別、浄水場別、事業別（末端給水事業と用水供給事業）、 原水・浄水・配水別、
工業用水道事業	水系別、施設別、供給区域別
交通事業	路線別、事業別（電車バス）
電気事業	水源別、発電型式別
ガス事業	事業別（都市ガス事業・プロパンガス事業）
病院事業	病院別、診療科別、入院・外来別
港湾整備事業	港湾別、港湾施設別、重要・地方港湾別
市場事業	市場別、商品別（青果・生鮮水産物・加工水産物・加工食料品卸）
宅地造成事業	事業別、造成地区別
下水道事業	事業別、雨水・污水別、分流・合流別

⑨ キャッシュ・フロー計算書

- ・ 表示方法については、直接法と間接法のいずれかに統一してもらいたいとの意見が多数あり（なお、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務化された場合、表示方法を直接法と間接法のいずれにするかという問いに対しては、間接法を採用するとの回答が約 2/3 であった）。

〔適用対象事業〕

- 一律に適用を義務付けるのではなく、個々の地方公営企業の規模・実態に応じた適用とすべきではないか。

〔表示方法等〕

- 他団体との比較のために、直接法・間接法のメリット・デメリットを明らかにした上で、統一した表示方法とすることはできないか。
- 資本的収支における補てん財源や運転資金である内部留保資金などのキャッシュ・フローを把握することができる間接法による作成が適当と考える。
- 予算書に予定キャッシュ・フロー計算書を位置づけること、また、会計の透明性を高めるという目的を考えると、直接法による作成が適当と考える。
- 他団体との比較の際に支障が生じないように、資金の範囲や表示区分等、具体的な作成基準が必要である。

〔地方公会計モデルとの整合性〕

- 新地方公会計制度における資金収支計算書との整合性（様式の統一、連結財務諸表を作成する際の読み替えなど）を確保すべきである。

2. その他の具体的検討事項

① 資本制度

公営企業の経営判断の余地を広げるという観点から、法定積立金制度の廃止、剰余金の資本金組入れ、減資の創設について、積極的な要望も含め、肯定的意見が大半。

[法定積立金制度（利益処分）]

- 経営判断余地の少ない財政基盤の弱い小規模自治体の事業においては、特に経営安定化のためにも法定積立金制度は必要と考える。
- 企業債の償還や欠損金の解消に対応する内部留保資金を十分に確保できないケースがあるので、再検討する必要があるのではないか。
- 法定積立金の廃止はよいが、利益処分において、議会の議決がすべて必要となれば、自己の経営判断による積立が難しくなる。

[自己資本の造成]

- 公営企業においては増資等による自己資本の造成が困難であるため、減債積立金のような自己資本造成手段が廃止されるならば、それに替わる強制的な自己資本造成のための代替措置が必要であると考える。
- 任意の自己資本への組入れを認めるにしても、ガイドラインは必要ではないか。

[減資制度]

- 減資は将来にわたる資産の維持が困難になる恐れがあることから、特に有償減資を行う場合は、その基準を明確化し、民間譲渡などのケースといった限定的な取扱にすべきである。
- 過度な有償減資が行われると必要以上に規模が縮小し、地域に必要なサービスまで提供できなくなる恐れがある。
- 減資は管理者の判断で行い、減資を行った旨を決算書類の添付書類に記載することで、足りるとしていただきたい。
- 退職給付引当金計上、たな卸資産の時価評価、減損会計の導入初年度の特別損失が原因となる欠損金については、無償減資による解消も可能としていただきたい。

② 財務適用範囲の拡大

一律の法適義務化については、①財政的負担又は人的負担が大きいこと、②具体的なメリットが不明であること、③新地方公会計における財務諸表で十分に情報開示されていること等の意見が多数あった。

- 財務管理の統一化、外部からの透明性を確保するには望ましいが、コスト面での負担が多額であり、時間も要する。
- 一律の法適化を行うのではなく、事業規模に合わせた法適化を行うべきである。（経営規模が小さい会計では、法適用によるメリットは小さく、逆に業務量や人件費、システム経費の増大並びに人材育成期間を要する。）
- 「経常的経費の少なくとも 70～80%程度を料金等の経営に伴う経常的収入をもってまかなうことが出来るもの」に該当しないものについては、法適用が望ましいとしても適用できないのではないかと。
- 市街地再開発事業は、公営企業としての運営期間はごく短期の計画であるため、財務の法適化については、システム構築に伴うコストアップや業務量の増大等によるデメリットの方が大きい。
- 財務適用のための移行期間は最低 5 年程度は必要ではないかと。
- 法適用化にあたっては、本検討案にあるとおり資産評価方法やその経費の財源負担等に配慮願いたい。
- 「総合償却等の簡便法などを検討する必要がある」とあるが、資産価値の実態を明確化しようとする方向性に逆行する。財務規定を適用するのであれば、時間と労力がかかっても、適正な財務規定の適用を行うべきと考える。
- 事業内容、事業規模、地域状況など、その事業が果たすべき役割を明確にし、公営企業の定義を再検討することも必要ではないかと。

3. 改正に当たって留意すべき事項

会計変更に伴う経過措置

「十分な期間が必要」とする意見が多くある。「3年以上」、「3～5年」、「5年程度」とする意見も多く、「2～3年では困難（不可能）」とする意見も多数あった。
また、支援措置（システム改修、職員研修費等）を求める意見が多数あった。

〔移行期間〕

- 制度変更後、各団体内での事務処理上の整理、会計システムの対応、職員の配置などを考えると、2～3年の経過措置では短い（「3年以上」、「3～5年」とする意見も多数。）。
- 市町村の規模によって、移行期間を調整することを検討して欲しい。
- 水道事業の統合計画や公立病院改革プランを踏まえ、平成 26 年度以降に、2～3年程度の移行期間をとることが望ましい。
- 規模の小さい団体には、従事する職員が1人未満の公営企業もあるため、改正に伴う変更業務は大変厳しい。（一般会計部局等との人事異動が頻繁であり、移行期間内に研修のみで対応できるか疑問。）
- 会計システム等は5年スパンで入替えをしていることから、入替えの時期に併せた移行を認めて欲しい。
- 全国の自治体が一斉に改修に着手した場合にシステム業者を確保できるのか不安である。（システム変更する時期が集中して開発に遅れが生じる可能性がある。）

〔財政措置（支援措置）等〕

- 会計の変更を国として義務付けるなら、システム改修費など大幅な初期投資費が必要になるので、財政措置が必要である。
- 会計基準の改正に伴う事務の習熟が懸念されるので、必要な財政措置に加えて、研修会等の開催を希望する（会計制度変更に係るマニュアル、ガイドラインを提供いただきたい。）。
- 各自治体が共通して導入できるシステムの構築を求める。（共通システムであれば経費を節減でき、近隣自治体とも情報交換等が可能になる）
- 決算統計の様式変更についても、導入前（システム改修前）に示して欲しい。
- 総務省に専門の部署を設けて担当職員の研修をし、実務上の質問に対しての共通の相談窓口を設置するなどが必要。
- 現行の会計制度で処理してきた資産の取扱いについては、制度変更に伴い過大な事務負担とならないよう、従前のとおり取り扱うことができるように配慮していただきたい。

4. その他

[特別会計の設置について]

- 2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることができる規定の拡大については、各公営企業の経営判断（裁量）によって可能とすることが望ましいと考える。
- 上水道と下水道の統合ができるようにしてほしい。
- 経理内容や受益者負担の明確化の観点から、慎重に検討すべきである。各々事業の財務内容や財務及び経営指標が分かりにくくなる可能性がある。
- 事業内容が大幅に異なるものは特別会計の統合が非現実的であり、事業の組み合わせの範囲を示すなどして、会計の安易な統合とならないようにしてほしい。

[減価償却について]

- 公営企業会計は税務処理とは異なるが、器械備品に係る減価償却を1円までできるようにすることについて、検討していただきたい。

[指定管理者について]

- 指定管理者制度（利用料金制）を導入している場合、独立採算の原則に反する会計となる。当制度を採用する公営企業に対する特例も必要ではないか。

[担保提供義務について]

- 出納取扱金融機関の担保提供義務の廃止をしても支障が無いと考えられる。
- 銀行との相互契約の中に、損失の全額補償について盛り込めるような法制度が整備されれば、現物担保は廃止して問題ない。